

地水火風

牧野 恒一

ロシアのウクライナ侵

れは武力攻撃事態等だ」と認定すること、その判

攻から2か月以上が経

断根拠、だから武力行使

が必要だということ、対

の次の一手を、世界中

が固唾を飲んで見守って

いる。あの様な事態にな

ったとき、法律上、日本

はどうすることになって

いるのか。先月の国民保

護法の話に引き続き、有

事法に引き続いて、お

さらいをしておきたい。

なほ、今回は、先月使っ

た用語の意味等は改めて

説明しないので、必要に

応じて参照していただき

たい。

対処基本方針と武力行使

と国会の役割

いわゆる「有事」は法

令用語ではないが、事態

対処法や国民保護法では

「武力攻撃事態等」のこ

とだと考えると、「対処基

本方針」（事態対処法9

条）が定められてから廃

止されるまで、と考える

のが妥当だろう。

対処基本方針には、「こ

れは武力攻撃事態等がい

きなり始まった場合には

総理大臣の判断だけで防

衛出動を命令して武力を

行使できるが、対応にプ

レーキをかけたなりやめ

たときには、国会が大

きな力を持つ、という組

み立てになっている。前

の戦争の時の軍部独走の

教訓から得た仕組みだろ

う。

突然外国から武力侵攻

された場合でも、総理大

臣の防衛出動命令がなけ

れば武力行使はできない

が、命令があれば閣議決

定や国会の承認を待たず

に必要な応じて武力行使

に、敵は日本の法律を無

視して（これは国際法で

認められている）攻めて

来るのに、自衛隊の部隊

等が平時の一般法を守っ

ていたら勝負にならない

ため、事態対処法の成立

に併せて関係法令の整備

も行われた。有事の場合

の一般法の適用除外は事

態対処法や国民保護法に

は書かれておらず、多く

は自衛隊法の改正で措置

された。

ガソリンを貯蔵する場合

、以前は、自衛隊であっ

て、公道にバリケードを作

る場合、平時なら道路交

通法に基づき所轄警察署

長の許可が必要だが、防

衛出動を命ぜられた自衛

隊の部隊等であれば、あ

らかじめ同署長に通知す

ることと足りることとさ

れた（同法115条の

16）。バリケードは避難路

を塞いでしまうこともあ

るので、所轄警察署長の

調整が必要という理屈

だろうか。

以上は、有事における

一般法の取り扱いに関す

る幾つかの例だが、法律

によって自衛隊への任せ

方が様々であるように見

える。一般法の適用除外

については、ウクライナ

の状況を見て、実戦的な

視点から見直してみる必

要がありそうだ。

ウクライナ の 状況 と 有事 法制

求めに應じなければなら

ない（同法71条）。

どうしても応じてもら

えない場合は、総理大臣

や都道府県知事に指示権

がある（同法73条）が、

罰則については微妙であ

る。このような場合の罰

則の規定は、事態対処法

や国民保護法には定めが

ないが、総理大臣が、別

に法律で定めるところに

より、関係する企業の長

等に対し、当該対処措置

を実施すべきことを指示

することができることと

されている（国民保護法3条

3項）。「指定（地方）公

共機関」として指定され

ていない企業等は、普通

の「国民」の扱いとな

り、国民の保護のための

措置の実施については、

協力に関する努力義務が

課せられているだけであ

る（同法4条）。

避難の場合、都道府県

知事又は市町村長は、運

送事業者である指定（地

方）公共機関に避難住民

の運送を求めることがで

き、当該事業者は、正当

な理由がない限り、その

や食料等を購入しようと

した時に、これを隠匿し

たり横流ししたりした者

には罰金が課せられる

（同法189条）など、

国民の保護のための措置

を意図的に妨げる等の場

合には罰則が課されるよ

うになっている（同法10

章）。

国民保護に従事する人の

安全の確保

ウクライナでは爆撃や

砲撃で炎上している建物

を消火したり、負傷者を

担架や救急車で運んだり

している。彼らが撃たれ

ることはないのだろうか？

武力攻撃事態等におい

ては、国民の保護のため

の措置の従事者や協力者

には、その長（たとえ

ば、市町村職員の場合は

市町村長）から特殊標章

（図）や身分証明書が交

付され、いざという時に

使用できることになって

いる（国民保護法158

条）。

特殊標章というのは、

ジュネーブ諸条約（19

49年）の「国際的な武

力紛争の犠牲者の保護に

関する追加議定書（第一

追加議定書

1977

年）において規定される

国際的な特殊標章のこと

である。

この特殊標章や身分証

明書（同議定書66条）を

身につけたり貼ったりし

た人や車両等は、ジュネ

ーブ諸条約及び第一追加

議定書の規定に従って保